

附属書 生産森林組合役員選任規程例の特例

役員を選任の決議において書面又は代理人による議決権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合役員選任規程例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- ② 役員を選任に係る総会招集の通知は、総会の10日前までに発し、総会に提出すべき役員を選任に関する議案を示して行うものとする。

第3条第2項の次に次の3項を加える。

- ③ 前項の通知に際して、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

1 理事の選任に関する議案

- イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ロ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ハ 候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ニ 候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当

2 監事の選任に関する議案

- イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ロ 組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ハ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ニ 監事が、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものであるときは、その旨
- ホ 総会において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要

- ④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

- ⑤ 第1項の決議は、組合員の2分の1以上が出席しなければならない。この場合において、定款第46条の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに第46条の2及び第6条の2の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

第6条第3項の次に次の1項を加える。

- ④ 代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により当該代理に係る本人の組合員資格を明らかにしなければならない。

第6条の次に次の2条を加える。

（書面による議決権行使）

第6条の2 組合員は、役員を選任について書面をもって議決権を行うときは、前条第2項の規定にかかわらず、定款第46条の2第3項の規定により役員を選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（総会を招集す

る場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であつて、総会の招集の通知を
発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに、
この組合に提出しなければならない。

- ② 提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、役員選任投票の公正が確保されるよう規約
で定める。

第6条の3 組合は総会の日から3月間、第6条の規定により提出された投票用紙及び前条の規定
により提出された議決権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- ② 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又
は謄写の請求をすることができる。

- ③ 組合は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことが
できない。

- 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行
使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったと
き。
- 3 請求者が前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益
を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 4 請求者が、過去2年以内において、前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によ
って知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

「備考」

総代会制を採用している組合の場合は、この規程中「総会」を「総代会」、「組合員」を
「総代」と読み替えること。